

日本障害者協議会・障害者政策に関する質問状(政策アンケート)への回答

7. 災害時の支援について

東日本大震災では、多くの住民が犠牲になりましたが、その中でも特に障害者の死亡率が、総住民の2倍に上り、その多くが在宅生活をしている障害者でした。移動に障害があり、急な避難ができなかったことや、そもそも避難指示が情報として伝わっていなかったことなどが指摘されていますが、詳細な実態調査がなされていません(避難に関する問題は、原発事故の避難指示においても同様の問題が指摘されています)。

また避難できた人でも、避難所や、あるいは福祉避難所ですら障害特性への配慮がなされない中、被災した自宅に戻ったり、車中で生活せざるを得ない障害者がいました。さらにNPO等が障害者支援をするために現地で活動しようにも、個人情報保護法により外部団体への要援護者名簿が、南相馬市や陸前高田市を除いて、提供されませんでした。それは、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年策定)で、災害時に「明らかに本人の利益になるとき」に限定して、本人の同意なしに、関係機関への情報提供を認めています。その関係機関の例示に、障害者団体が明確に入っていないためと思われる。

これ以外にも様々な問題が明らかになりましたが、そのほとんどが現在でも改善されずに放置されています。貴党として、災害時における障害者支援について今回の災害の教訓をどう生かそうとお考えなのか、具体的な災害時要援護者への政策をお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	社会民主党	日本維新の会	国民新党
<p>障害者等の被災実態、避難生活の実態の把握・検証を行い、災害時における支援について見直しを行っていくべきだと考えています。復興プロセス、防災対策の策定にあたっては、障害当事者、ご家族、関係者の方々のニーズを把握し、ご意見を反映できるようにします。</p>	<p>記入なし</p>	<p>昨年10月25日、公明党災害対策本部と党障がい者福祉委員会は、藤村官房長官に対し、「災害時における障がい者(児)支援と今後の防災対策に対する提言」を申し入れました。本提言は、障がい者団体より、東日本大震災を教訓に災害時の被災障がい者支援に必要な観点から寄せられた要望を基に取りまとめた内容となっております。今後も公明党は、災害時の障がい者支援について、着実に取り組んでまいります。</p>	<p>災害時の被災を最小限に食い止めるためにも、防災対策の予算増額をはかり、自治体や施設などの人員体制の強化をできるようにします。体育館などにエレベーター設置をすすめ、手話通訳者などの派遣体制を整えます。障害者が住む公営住宅、学校などの改修をすすめます。医療施設や福祉避難所の整備をおこない、高齢者や障害者の実態名簿を作成し支援プランをたてます。</p>	<p>災害時要援護者リストを自治体ごときちんと作成することを求めるとともに、個人情報保護法の適正な理解および、災害時の障がい者支援も含む抜本的な災害対策基本法の改正が必要であり、それに基づき防災基本計画が適切に地域ごとに作成されるべきである。</p>	<p>東日本大震災における障害者支援に関する実態調査を点検し、行政、障害者団体等と情報の共有化を図り、今後の支援計画を策定します。策定委員会には必ず、障害当事者を加え、その視点を反映させます。非常時に要援護者名簿が有効に活用できるようにします。復興計画においては、単に元の街にもどすのではなく、障害者にとっての防災の視点を含んだインクルーシブな街づくりを行っていきます。</p>	<p>いきすぎた個人情報保護によって障害者の生活が脅かされるのは、明らかにおかしい。早急に改善に取り組むべきである。</p>	<p>緊急災害時における障害者への対応については、このたびの東日本大震災の経験を活かして、新たな「ガイドライン」を早急に策定すべきです。特に、個人情報保護法のゆえに障害者の生命が守れないということは許されることではありませんので、集中した議論が必要だと考えております。</p>